

大府市人と犬及び猫との共生に関する条例（案）の 制定に伴うパブリックコメントの実施について

1 条例制定の意義・背景

古くから、人と動物は様々な関わりを持って暮らしてきました。とりわけ、犬や猫は身近な動物であり、人々の生活に寄り添い、癒しや心の豊かさをもたらしてきました。

本市においてもたくさんの犬や猫がペットとして暮らしており、その多くが家族の一員として大切にされています。

一方、心ない飼い主により、給餌や給水、健康管理などその習性に見合った適正な飼養を受けられなかったり、飼養が困難になって捨てられたりする犬や猫もいます。また、犬を散歩させるときにふんの始末をせずに他人に不快な思いをさせたり、野良猫に不適正な給餌を行うことで周辺環境の悪化を招いたりすることも起きています。

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護法」といいます。）は、動物愛護の精神の醸成と、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を目的に掲げ、動物の健康及び安全の保持と生活環境の保全を通じて人と動物の共生する社会の実現を目指すことが明記され、動物を適正に飼養するための所有者等の責務を明確化していく方向性が示されています。

本市では、動物愛護法の精神に基づき、私たちの身近な犬や猫などの動物は、命あるものであり、その命は尊ぶべきものであることを理解し、ペットを飼う人も、そうでない人も、互いの価値観を尊重し市民その他関係者が一体となって人と犬や猫が共生することのできる地域社会を実現するため、条例を制定します。

2 条例（案）の概要

(1) 目的

動物愛護法に基づき、犬及び猫に関し所有者等、市民等及び市の責務を明らかにすることにより、快適な生活環境を保持し、もって人と犬及び猫が共生する地域社会の推進に資することを目的とします。

(2) 所有者等の責務

ア 飼い犬、飼い猫を終生にわたり飼養しなければなりません。

イ やむを得ず飼養することが困難となった場合には、自らの責任で新たな所有者等を見つけなければなりません。

ウ 発育状況に応じた栄養の確保、疾病の予防及び治療、飼養場所の温度管理及び清潔の保持等の必要な措置を講じなければなりません。

エ マイクロチップの装着その他の方法により、所有者の明示に努めなければなりません。

オ 自己の飼養状況に適した頭数を把握し、みだりに繁殖することを防止するため、不妊去勢手術の実施等の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

カ 災害時に備え、あらかじめ避難先を確認し、及び確保するとともに、餌、水、その他飼養に必要な資材を備蓄し、災害時にも犬又は猫を適正に飼養するよう努めなければなりません。

(3) 犬の所有者等の責務

犬の所有者等の責務は次のとおりです。

ア 適切なしつけ、イ 逸走防止、ウ 散歩時の引き綱等での制御、

エ 散歩時のふんの回収及び尿の洗浄をするための用具の携帯、

オ 排せつ時のふんの回収

「健康都市おおぶ」みんなで美しいまちをつくる条例にも規定されている事項

(4) 猫の所有者等の責務

猫の所有者等の責務は次のとおりです。

ア 屋内において飼養するよう努めること。

イ 飼い猫が公共の場所等でふんを排せつしたことが明らかなきときはふんを回収すること。

(5) 市民等の責務

市が実施する施策へ協力するよう努めるものとします。

(6) 市の責務

ア 愛護及び管理に関する指導及び意識の啓発を行うものとします。

イ 災害時の飼い犬及び飼い猫の保護について、必要な措置を講ずるものとします。

ウ 公共の場所における犬のふん尿による被害の防止について、必要な措置を講ずるものとします。

エ 所有者等のいない猫に対する適正な給餌に係る活動を支援し、地域猫への移行を促進するものとします。

オ この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(7) 相互の協力

所有者等、市民等及び市は、相互に、その責務を理解し、協力するものとします。

(8) 所有者等のいない猫に対する給餌

ア 所有者等のいない猫に対して給餌を行うときは、適正な方法により行うこととし、周辺の住民の生活環境に悪影響を及ぼすような給餌を行ってはなりません。

イ 給餌に関し、市民等が遵守すべき事項は、規則で定めます。

(9) 勧告・命令

ア 所有者等のいない猫に対する給餌に関して、周辺の住民の生活環境に支障が生じていると認めるときは、必要な措置を講ずるよう勧告します。

イ 勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、当該違反行為を中止するよう命令します。

(10) 報告の徴収等

犬の飼養又は所有者等のいない猫に対する給餌の状況等に関し、必要な場合には、報告を求め、立入検査を実施します。

(11) 過料

ア 条例の実効性を担保するため、命令に違反した場合及び報告の徴収等に協力しなかった場合の過料を定めます。

イ 飼い犬が、公共の場所等で排せつしたふんを回収しなかった場合の過料を定めます。

(12) 両罰規定

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、過料に処される違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても過料を科すことを定めます。

(13) 施行期日

令和4年6月1日

3 今後のスケジュール

令和3年9月1日～30日 パブリックコメント